

子ども・子育て支援新制度における富良野市の 利用者負担について（素案）

平成 27 年 1 月

富良野市保健福祉部こども未来課

目 次

1 . 子ども・子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担について	1
2 . 富良野市における現行の保育料について	1
(1) 幼稚園の保育料について	1
(2) 保育所（認可保育所）の保育料について	1
3 . 国が示す新制度の利用者負担（保育料）の考え方	3
1号認定（教育標準時間）のイメージ	4
2号・3号認定（保育標準時間・保育短時間）のイメージ	4
4 . 新制度における富良野市の利用者負担金の基本的な考え方	6
利用者負担金について	6
利用者負担（保育料）の切り替え時期について	7
5 . 新制度における富良野市の利用者負担金（案）	7
1号認定子ども（新幼稚園・認定こども園）利用者負担金について	7
2号・3号認定子ども（保育所・認定こども園・地域型保育事業）の利用者負担金について	9
保育料の減免制度の考え方	14
多子軽減の考え方	15
延長保育と保育料の考え方	15

1 子ども・子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担について

平成 27 年 4 月から実施される子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されます。

これに伴い、市では、新制度に移行し施設型給付を受ける幼稚園（以下「新幼稚園」という。）・保育所・認定こども園等の保護者に負担していただく利用者負担（保育料）について、新幼稚園・認定こども園利用の教育標準時間認定を受ける子ども（1号認定）、保育の必要認定を受ける満3歳以上の子ども（2号認定）、満3歳未満の子ども（3号認定）ごとに、保護者の世帯の所得に応じ、設定する必要があります。（新制度に移行しない幼稚園等については、従来どおりの各園が設定する保育料となります。）

このため、国から示された利用者負担のイメージをもとに、現行の幼稚園保育料、保育所保育料の料金体系、利用者負担の現状と公費による負担、新制度の開始に伴う新たな財政負担等、様々な観点から利用者負担（保育料）案について検討を行います。

【認定の区分】

子どもの年齢	状 況	認 定 区 分		利用施設
満 3 歳 以上	保育を必要としない家庭	1号認定	教育標準時間 (4時間)	・新幼稚園 ・認定こども園
	就労等により、保育を必要とする家庭	2号認定	保育標準時間 (11時間) 保育短時間 (8時間)	・保育所 ・認定こども園
0 歳 ~ 2 歳	就労等により、保育を必要とする家庭	3号認定	保育標準時間 (11時間) 保育短時間 (8時間)	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等

2 富良野市における現行の保育料について

(1) 幼稚園の保育料について

- ・市内には公立の幼稚園はなく私立幼稚園が4園あり、保育料は各園で独自に設定しています。
- ・各園では、保育料、入園料、光熱水費、施設費のほかに、通園バス代、給食代、制服代、教材費などの実費徴収があり、一部の園では、光熱水費を保育料に含んだ保育料設定となっています。
- ・保護者には、負担軽減を図るため、市から所得に応じて幼稚園就園奨励費補助金（年額 62,200 円から 244,000 円）を交付しています。この結果、幼稚園の保育料は、実質的には所得に応じた応能負担となっています。

市内私立幼稚園（4園）の平成 27 年度利用者負担額 年額平均：232,650 円（月額 19,388 円）

(2) 保育所（認可保育所）の保育料について

- ・保育所の保育料は国の基準を基に、各市町村が地域の実情に合わせ設定することとされています。
- ・市内の認可保育所は、現在、市立の中央保育所、麻町保育所の2園のみで、同園の保育料は、保護者の所得に応じ所得階層を13階層（国の基準は8階層）に分け、市が設定しています。
- ・本市の保育料は、平成 22 年度に保育料の 10～12%を軽減する改定を行い、国の基準を下回る水準で設定しています。
- ・公立保育所運営費に対する国庫補助は、三位一体改革により廃止され、市町村の一般財源による負担とされ、地方交付税による地方財政措置が行われています。市の設定した保育料と国の基準保育料との差額は、市の単独負担として、年間約 14,600 千円（平成 26 年度）を自主財源で賄い、子育て支援に向けた保護者の負担軽減を行っています。

富良野市保育料徴収基準額表(現行)

在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	
第2	第1階層及び第4～第13階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	3,800円	2,700円
第3		市民税課税世帯	11,400円	8,300円
第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税額の区分が次の区分に該当する世帯	1,500円未満	18,900円	16,000円
第5		1,500円以上 8,500円未満	19,400円	17,100円
第6		8,500円以上 15,000円未満	20,700円	18,700円
第7		15,000円以上 30,000円未満	24,800円	22,000円
第8		30,000円以上 40,000円未満	26,400円	23,700円
第9		40,000円以上 70,000円未満	35,100円	30,700円
第10		70,000円以上 103,000円未満	39,100円	36,500円
第11		103,000円以上 413,000円未満	54,900円	39,700円
第12		413,000円以上 734,000円未満	72,000円	39,700円
第13		734,000円以上	93,600円	90,900円

備考

1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。

母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度交付要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 134 号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階 層 区 分	徴 収 金 基 準 額	
	3 歳未満児の場合	3 歳以上児の場合
第 2 階層	0 円	0 円
第 3 階層	10,500 円	7,400 円

- 2 同一世帯から 2 人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童サービスを利用している場合において、兄弟の数は年齢が高い順に数え、2 人目の児童の徴収金の額は、当該児童の徴収金基準額に 0.5 を乗じて得た額（100 円未満の端数は切り捨てる。）とし、3 人目以降の児童の徴収金は 0 円とする。

3 国が示す新制度の利用者負担（保育料）の考え方

子ども・子育て支援法において、新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担（保育料）の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めるとされています。

所得階層の区分を決定するに当たっては、市町村民税額を基に行うこととされています。このため、利用者負担（保育料）を決定する税額は、現行の所得税額から、新制度では市町村民税額へと変更になります。

利用者負担の国基準（案）は、次の表のとおりで、国が定める水準は、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされています。

	教育標準時間認定（1号認定）	保育認定（2・3号認定）
国が定める水準	現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して、利用者が現在、負担している利用料で設定されている（全国の平均保育料から就園奨励費補助金を控除したもの）。	現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定されている（現行の徴収金基準額表のとおり）。
所得階層区分	5 階層 （現行の幼稚園就園奨励費補助金の区分数と同じ）	8 階層 （現行の徴収金基準額表のとおり）
保育標準時間と保育短時間		保育短時間は、保育標準時間の 1.7% を基本に設定。

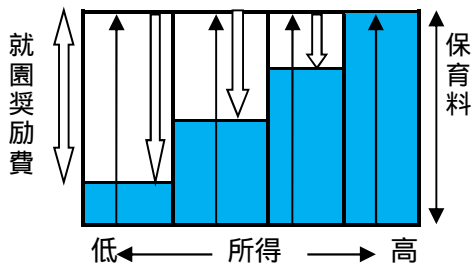
1号認定（教育標準時間）のイメージ

対象施設：新幼稚園・認定こども園

これまで、入園料や保育料を各園が設定していましたが、新制度に移行後は、市が所得の階層ごとに利用者負担（保育料）を設定します。また、市が設定する利用者負担（保育料）以外に、各園では教材費等の実費負担や教員配置の充実による上乘せ利用料を徴収する場合があります。

【現行】

一旦、一律の保育料を支払った後、就園奨励費等でキャッシュバック



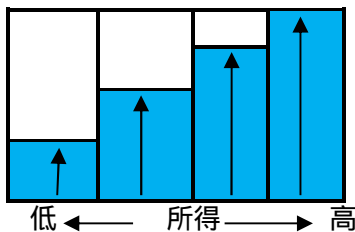
1号認定利用者負担のイメージ

階層区分	推定年収	利用者負担上限額
生活保護世帯		0円
市町村民税非課税世帯	～270万円	3,000円
市町村民税所得割課税額世帯 77,100円以下	～360万円	16,100円
市町村民税所得割課税額世帯 211,200円以下	～680万円	20,500円
市町村民税所得割課税額世帯 211,201円以上	680万円～	25,700円

現行の幼稚園就園奨励費補助の階層区分を基準に設定。実際にかかる費用（給付単価）が上限額となります。幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

【新制度導入以降】

市町村ごとに定める所得に応じた利用者負担（保育料）を支払う。



2号・3号認定（保育標準時間・保育短時間）のイメージ

対象施設：保育所・認定こども園・小規模保育等

これまで、公立の保育所については、市が所得の階層ごとに保育料を設定していましたが、新制度に移行後も同様の扱いとなります。また、保育に必要な時間により保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の2つの区分に分けられます。保育短時間の保育料は保育標準時間の1.7%を基本に設定します。市が設定する保育料以外に教材費等の実費負担や教員配置の充実による上乘せ利用料が生じる場合があります。

保育を必要とする事由

保育標準時間（11時間）	保育短時間（8時間）
<ul style="list-style-type: none"> ・就労（月120時間以上） ・妊娠・出産 ・保護者の疾病・障がい（度合い・通院時間等に応じて） ・親族等の介護・看護（時間に応じて） ・災害復旧 ・就学（時間に応じて） ・虐待やDVのおそれがあること ・市町村が認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労（月48時間以上120時間未満） ・保護者の疾病・障がい（度合い・通院時間等に応じて） ・親族等の介護・看護（時間に応じて） ・求職活動（起業準備を含む） ・就学（時間に応じて） ・育児休業中に保育が必要であるとき ・市町村が認める場合

2号認定（満3歳以上）利用者負担のイメージ
【国の現行】

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
生活保護世帯		0円
市町村民税 非課税世帯	～260万円	6,000円
市町村民税 課税世帯	～330万円	16,500円
所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円
所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円
所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円
所得税額 734,000円未満	～1,130円	77,000円
所得税額 734,000円以上	1,130万円 ～	101,000円

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
ただし、保育単価を限度とする。

【国の新制度】

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
ただし、給付単価を限度とする。

3号認定（満3歳未満）利用者負担のイメージ
【国の現行】

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
生活保護世帯		0円
市町村民税 非課税世帯	～260万円	9,000円
市町村民税 課税世帯	～330万円	19,500円
所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
所得税額 734,000円未満	～1,130円	80,000円
所得税額 734,000円以上	1,130万円 ～	104,000円

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
ただし、保育単価を限度とする。

【国の新制度】

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
ただし、給付単価を限度とする。

4 新制度における富良野市の利用者負担の基本的な考え方

人口減少と少子高齢化対策の一環として、新たに策定される「富良野市子ども・子育て支援事業計画」を具体化していくための様々な事業展開や、現在の教育・保育の質を高める取り組みが求められています。その中で、新制度における利用者負担については、施設や事業を利用する子育て世代からは、その利用額を可能な限り低く設定してほしいという意向があります。また、一方で、新制度における利用者負担は、市町村が国の示す水準を上限に定めることとされ、市が定めた利用者負担額と国の基準額との差額は、市が独自に負担することとなり、安定的な幼児期の学校教育・保育の提供や様々な子育て支援施策を持続的に行うための財源の確保という視点も大きな課題となっています。

このため、本市の利用者負担については、子ども・保護者・納税者・子育て支援事業者等のそれぞれの視点に配慮し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに向けて、次に掲げる考え方を基本に設定いたします。

利用者負担金について

(1) 応能負担とする。

1号認定子どもの利用者負担は、新たな料金体系を設定することとされており、利用者負担の国基準（案）は、現行の私立幼稚園の保育料額の全国平均額から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いて設定され、所得に応じた応能負担となっています。また、2号・3号認定子どもの利用者負担の国の基準（案）では、新たに定めた保育短時間を除き、現行の徴収金額と同額が示されています。

本市の利用者負担の設定においても、所得に応じた応能負担の料金表を設定します。

(2) 階層区分の基準となる税額を市民税額とする。

利用者負担の国の基準（案）が、市民税額に基づいた体系であることから、本市においてもこの方式によるものとします。

(3) 保育標準時間・短時間の区分の料金を設定する。

利用者負担の国の基準（案）では、保育の利用時間に応じた料金表を設定しており、本市においても、保育標準時間・短時間の区分の料金を設定します。

(4) 施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとの同一料金表を適用する。

国が定める水準は、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされていることから、本市においても国の考え方を踏まえ、同一の料金表を適用します。

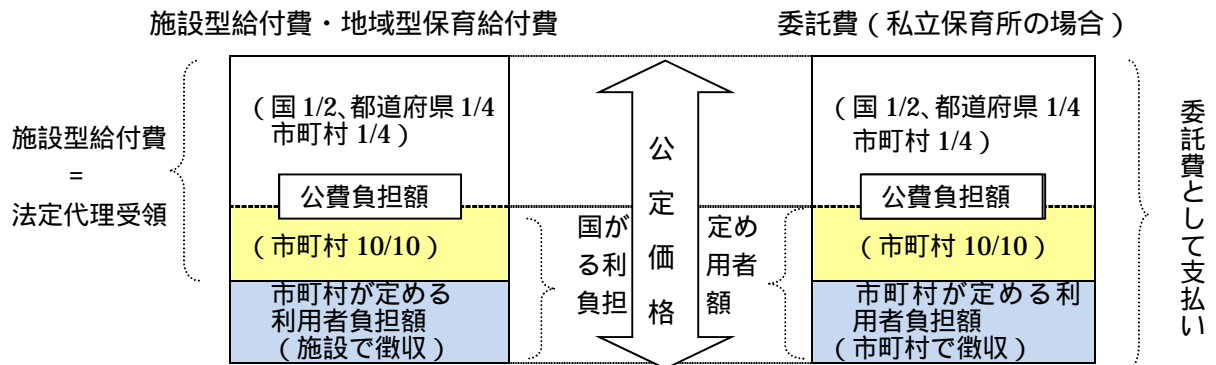
(5) 利用者負担の水準について

新制度では、公定価格（国が定める基準により算定した費用の額）と利用者負担額（国が定める利用者負担の上限額）を国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準とし、原則、その差額を公費負担額として、国がその1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担することとされています。

また、国の定める水準を上限とした市町村が定める利用者負担額と国の水準との差額は、市町村が全額を負担し、施設型給付費、地域型給付費として、施設・事業に対して、財政支援を補償しています。

このため、市町村が定める利用者負担の水準については、子育て支援のための保護者負担の軽減と、市の財政負担のバランスを考慮した検討を行います。

給付費の基本構造（公定価格と利用者負担のイメージ）



私立保育所以外の施設・事業者に対しては、施設型給付費が支払われる。
 私立保育所に対しては、施設型給付費と利用者負担額を合せた相当額が委託費として支払われる。
 地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じ。

利用者負担（保育料）の切り替え時期について

新制度における利用者負担（保育料）は、すべて市町村民税により決定します。保育料の算定根拠である市町村民税の賦課決定後に保育料を決定するため、新制度では、毎月9月が保育料の切り替え時期となります。

新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

5 新制度における富良野市の利用者負担額（案）

現在、国が参考として示している利用負担のイメージを基に、本市の利用者負担額を次の通り設定します。尚、国の利用者負担の水準は、平成 27 年度の国の予算編成を経て確定されることとされ、詳細の基準については、今後、公表される予定であり、その内容によっては、以下の利用者負担金（案）に変更が生じることがあります。

なお、新制度の移行にあたり、利用者負担に大きな変動が生じる場合には、一定の経過措置を検討する予定です。

1号認定子ども（新幼稚園・認定こども園）の利用者負担金について

（1）私立幼稚園の利用者負担額について

これまで私立幼稚園の保育料は定額とされており、保護者が幼稚園に保育料を支払った後に、所得に応じた幼稚園就園奨励費補助金の交付を受けることで、結果として応能負担となっていました。今後、子ども・子育て支援法に基づき施設型給付の認定を受けた幼稚園は、所得に応じた利用者負担額を直接、幼稚園に支払うこととなります。また、認定を受けた幼稚園は、就園奨励費補助の対象外となります。

国が定める水準は、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としており、現行の保育所保育料と同様に1号認定子どもについても利用者の負担能力に応じた利用者負担額を適用することとします。

(2) 階層区分の設定について

新たに設定する1号認定子どもの料金表については、利用者負担の国のイメージにおいて、保育料の基準が示されており、本市の1号認定子どもの料金表の階層区分は、国のイメージの5階層に合わせることにします。

(3) 利用者負担額の設定について

新制度では、教育・保育の質の確保、向上を図るため、施設・事業ごとに公定価格（教育・保育に必要な経費）が定められ、新制度の認定を受けた施設・事業者は、必要経費を公費負担により保障されます。また、国の水準から保護者の負担軽減のために引き下げた市が定める利用者負担額と国の基準額との差額は、市が単独で負担し補てんすることとなります。

全国の幼稚園の保育料の平均は25,700円（国のイメージ第5階層利用者負担金）となる中で、市内幼稚園の保育料の平均は19,388円と、各園の経営努力により全国平均を大きく下回る低い保育料となっています。現行の保護者負担の水準を維持する利用者負担額を設定した場合の試算では、新たに28百万円を超える市の追加財源が必要となります。

また、市内の幼稚園では、国における公定価格等が確定していない状況から、平成27年度における新制度への移行希望がないことから、当面、本市の1号認定の利用者負担については、国の基準をそのまま準用し設定することにします。

なお、今後予定されている「ひと、もの、しごと創生法」に基づく地方版総合戦略の策定において、少子高齢化対策を検討する中で、幼稚園の利用者負担の軽減と財政負担についても総合的に検討し、利用者負担を見直しを行う予定であります。

1号認定子ども

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額（月額）

【国のイメージ】 【富良野市の利用者負担（保育料）(案)】

階層区分	推定年収	利用者負担
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	3,000円
市民税所得割課税額世帯 77,100円以下	~360万円	16,100円
市民税所得割課税額世帯 211,200円以下	~680万円	20,500円
市民税所得割課税額世帯 211,201円以上	680万円~	25,700円

幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は左記の半額、3人目以降については0円とします。
今後、ひと、もの、しごと創生法に基づく、地方版戦略構想の策定と併せ、保護者負担の軽減を検討し、利用者負担の見直しを行う予定です。

【参 考】市内私立幼稚園の保育料

市内私立幼稚園（4園）の平成27年度利用者負担額 年額平均：232,650円（月額19,388円）
内訳：保育料〔毎月徴収分〕：17,000円~18,200円、入園料：40,000円（入園時1回負担）
光熱水費：7,800円（年額平均） 施設費：3,917円（年額平均）
全国の私立幼稚園の保育料平均額 年額308千円（月額25,700円）

2号・3号認定子ども（保育所・認定こども園・地域型保育事業）の利用者負担金について

（1）階層区分・利用者負担金の基準設定について

階層区分の基準となる税額については、利用者負担の国のイメージどおり、所得税額から市民税額を基準とすることに変更します。

2・3号認定子どもの料金表については、現行制度の水準を維持するという観点から、利用者負担の国の水準に変更はありませんが、第4階層から第8階層までの間の市独自の階層区分及び各階層の保育料をバランスに配慮して見直しを行います。

尚、利用者負担については、国が示す水準を上限に、給付単価を限度として定めることとされ、原則的には、一人当たりの公定価格を基準に判断されると考えられること、また、現在、国においてその取扱いが検討されていることから、今回の改正案では、2号認定の現行の第13階層については、第12階層と同額の設定に変更します。

尚、今後の国の基準が示されることによって見直しを行うものとします。

（2）年齢別利用者負担額について

利用者負担の国のイメージにおいては、3歳未満児（3号認定）と3歳以上児（2号認定）の2区分とされており、本市の認可保育所の現行の徴収基準についても同様の2区分となっていることから、引き続き現行の2区分（3歳未満児の場合・3歳以上の場合）とします。

（3）生活保護世帯、市民税非課税世帯の利用者負担額について

第1階層（生活保護世帯）の利用者負担額は、利用者負担の国のイメージでは無料とされ、本市においても、現行同様に無料とします。

第2階層の市民税非課税世帯については、仮に在宅で保育する場合においても、食糧費等の一般生活費の負担は生じることから、現行の保育料と同額の負担とします。

（4）保育標準時間と保育短時間の利用者負担額について

利用者負担の国のイメージでは、保育標準時間と保育短時間の利用者負担額が示され、国の保育標準時間の利用者負担額に対し、短時間の利用者負担額は1.7%を想定しており、本市の短時間保育については、市の標準時間保育料から同率を減じた額を利用者負担額として設定します。

（5）地域型保育事業の利用者負担額について

新たに設けられる地域型保育事業については、保育所・認定こども園と異なり受け入れる対象は、乳幼児の0～2歳児に限定し、さらに利用定員を19人以下とするなどの基準となっています。

新制度においては、施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとの同一料金表を適用するという基本原則にのっとり、3号認定の保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担と同額とします。

2号認定子ども

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担額（月額）（案）

【富良野市現行】

階層区分	定義	利用者負担額
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0
第2	第1階層及び第4～第13階層を除き、前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,700
第3	市民税非課税世帯	8,300
第4	1,500円未満	16,000
第5	1,500円以上 8,500円未満	17,100
第6	8,500円以上 15,000円未満	18,700
第7	15,000円以上 30,000円未満	22,000
第8	30,000円以上 40,000円未満	23,700
第9	40,000円以上 70,000円未満	30,700
第10	70,000円以上 103,000円未満	36,500
第11	103,000円以上 413,000円未満	39,700
第12	413,000円以上 734,000円未満	39,700
第13	734,000円以上	90,900

【富良野市の新制度（案）】

(円)

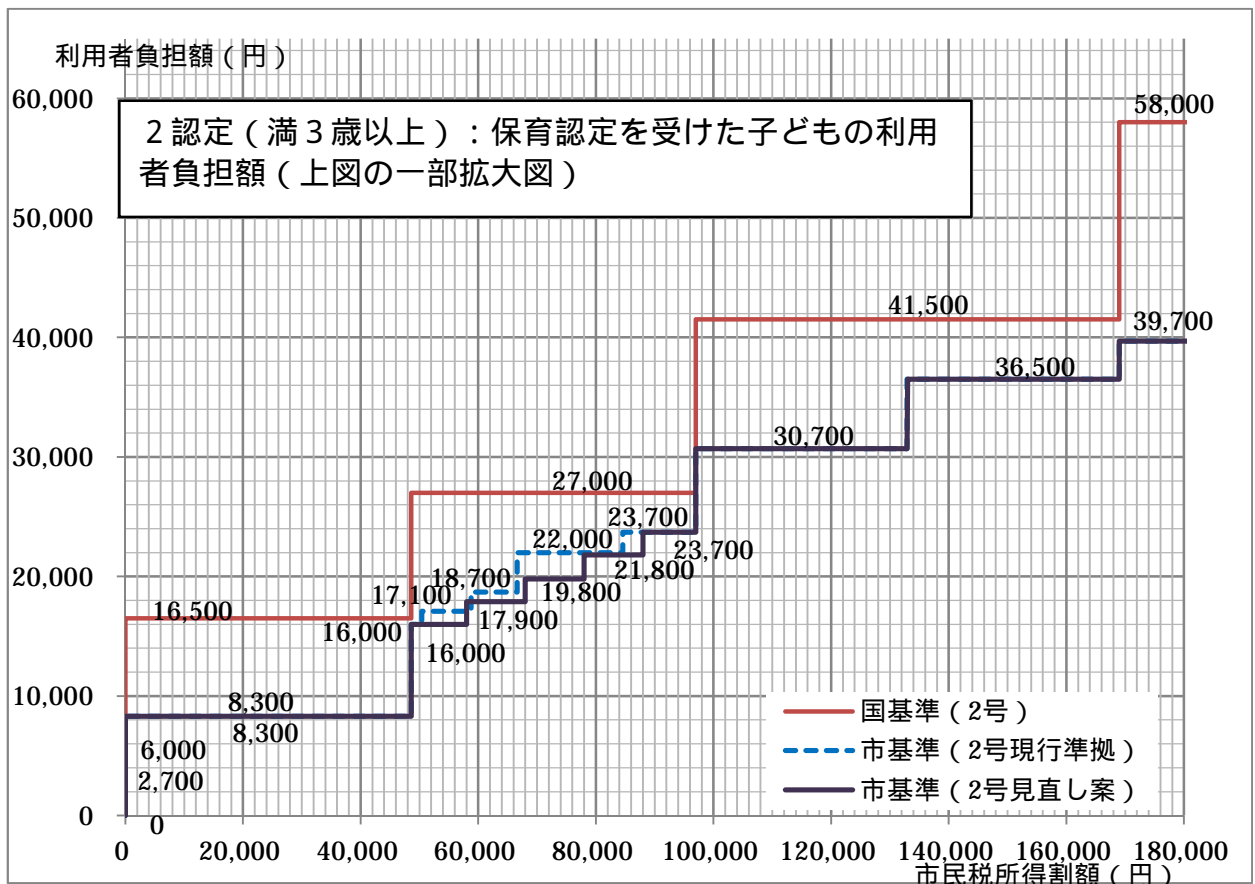
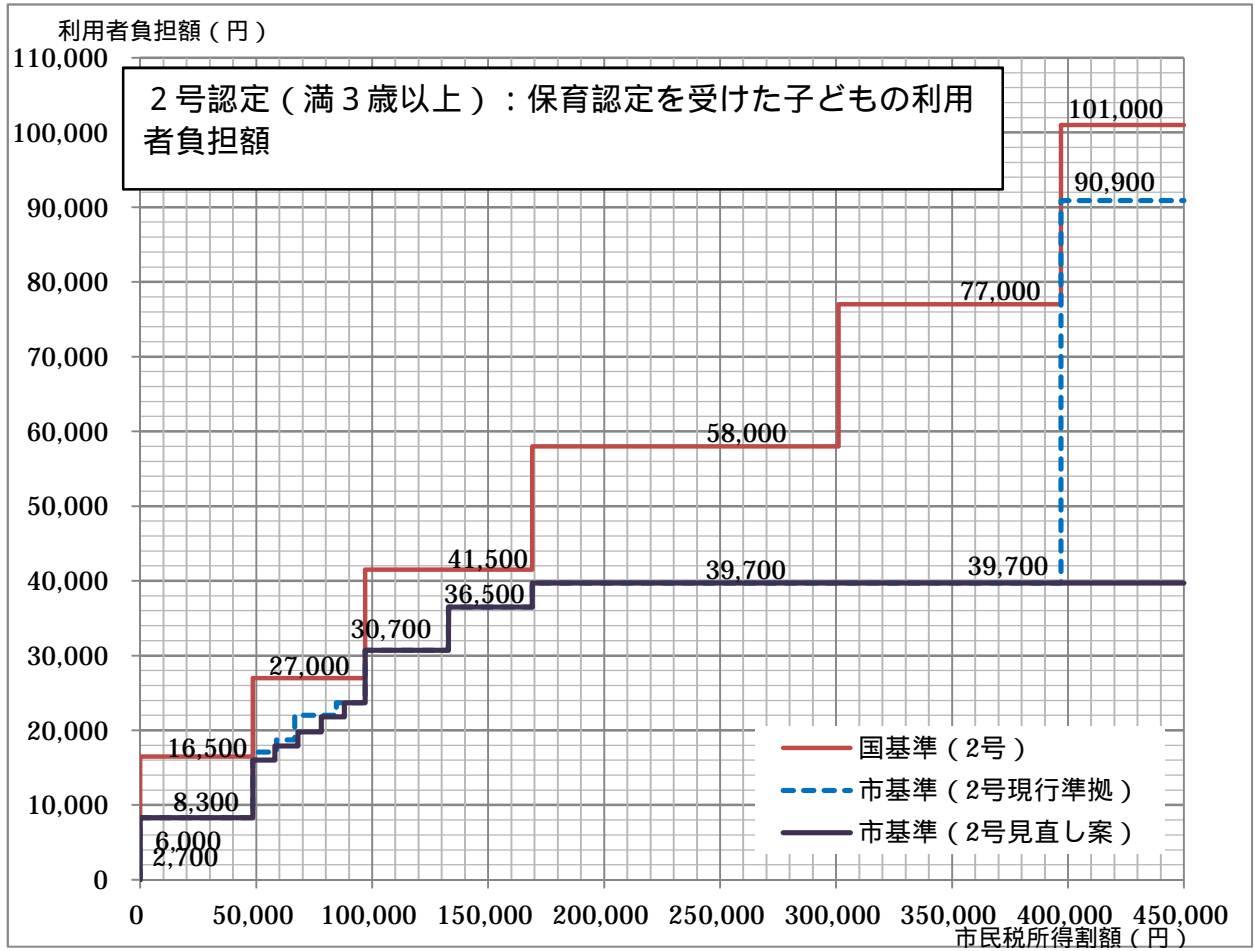
階層区分	定義	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0
第2	市民税非課税世帯	2,700	2,700
第3	市民税所得割額48,600円未満	8,300	8,200
第4	48,600円以上 58,000円未満	16,000	15,800
第5	58,000円以上 68,000円未満	<u>17,900</u>	17,600
第6	68,000円以上 78,000円未満	<u>19,800</u>	19,500
第7	78,000円以上 88,000円未満	<u>21,800</u>	21,500
第8	88,000円以上 97,000円未満	23,700	23,300
第9	97,000円以上 133,000円未満	30,700	30,200
第10	133,000円以上 169,000円未満	36,500	35,900
第11	169,000円以上 301,000円未満	39,700	39,100
第12	301,000円以上 307,000円未満	39,700	39,100
第13	307,000円以上	39,700	39,100



小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。

利用者負担額は、国の基準において、給付単価を限度額とすると定められており、今回の改正では、第13階層を第12階層(第11階層と同額)に改めます。尚、給付単価の国の基準によっては、今後、利用者負担額の見直しを行います。

第5～第7階層については、利用者負担額が表面上、引き上げられたように見えますが、階層の所得基準の見直しによるものであり、実質的にはほとんどが引き下げとなっています。



3号認定子ども

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担額（月額）（案）

【富良野市現行】

階層区分	定義	利用者負担額
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0
第2	第1階層及び第4～第13階層を除き、前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,800
第3	市民税非課税世帯	11,400
第4	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であってその所得額の区分が次の区分に該当する世帯	18,900
第5	1,500円未満	19,400
第6	1,500円以上8,500円未満	20,700
第7	8,500円以上15,000円未満	24,800
第8	15,000円以上30,000円未満	26,400
第9	30,000円以上40,000円未満	35,100
第10	40,000円以上70,000円未満	39,100
第11	70,000円以上103,000円未満	54,900
第12	103,000円以上413,000円未満	72,000
第13	413,000円以上734,000円未満	93,600
	734,000円以上	

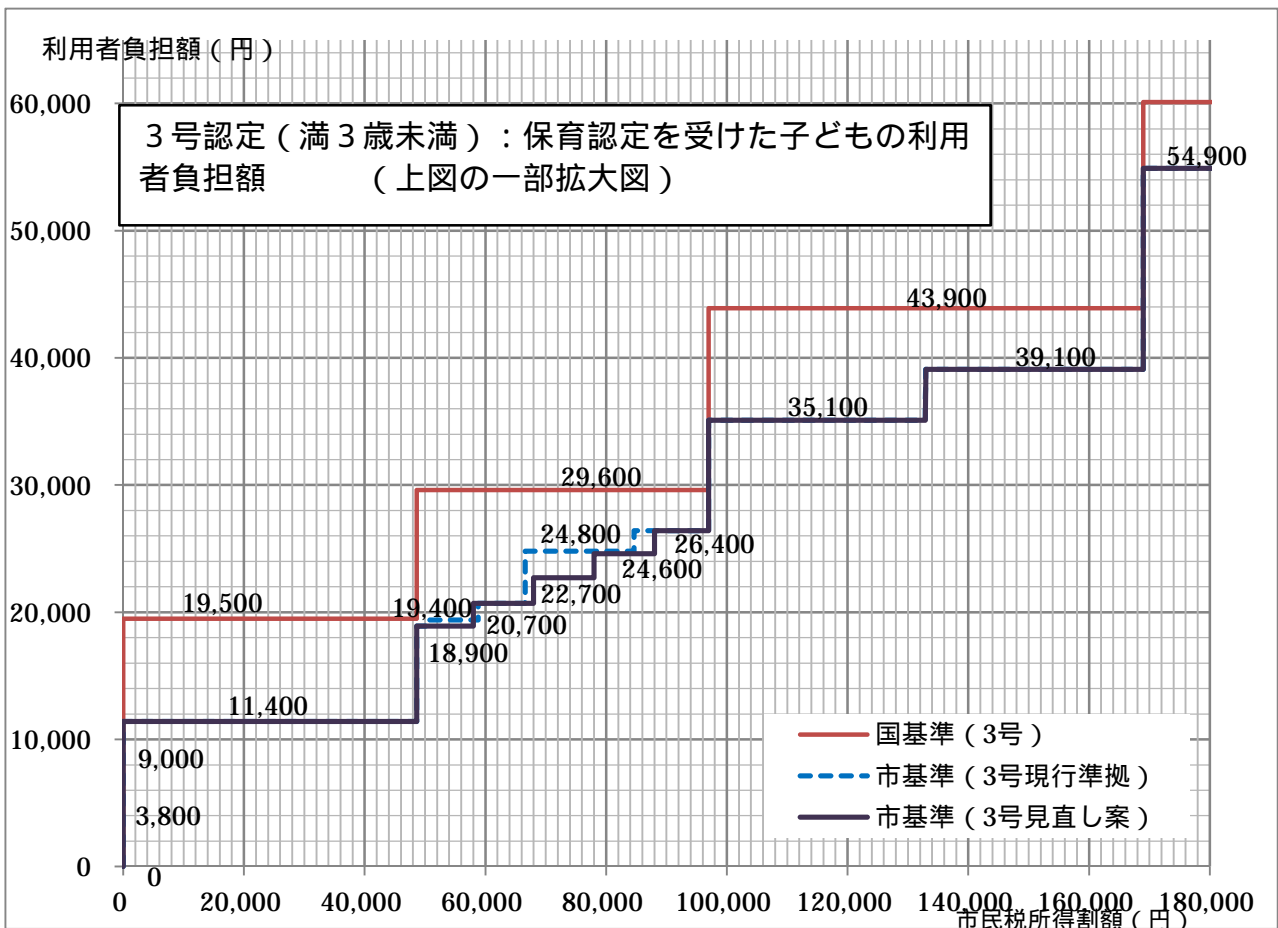
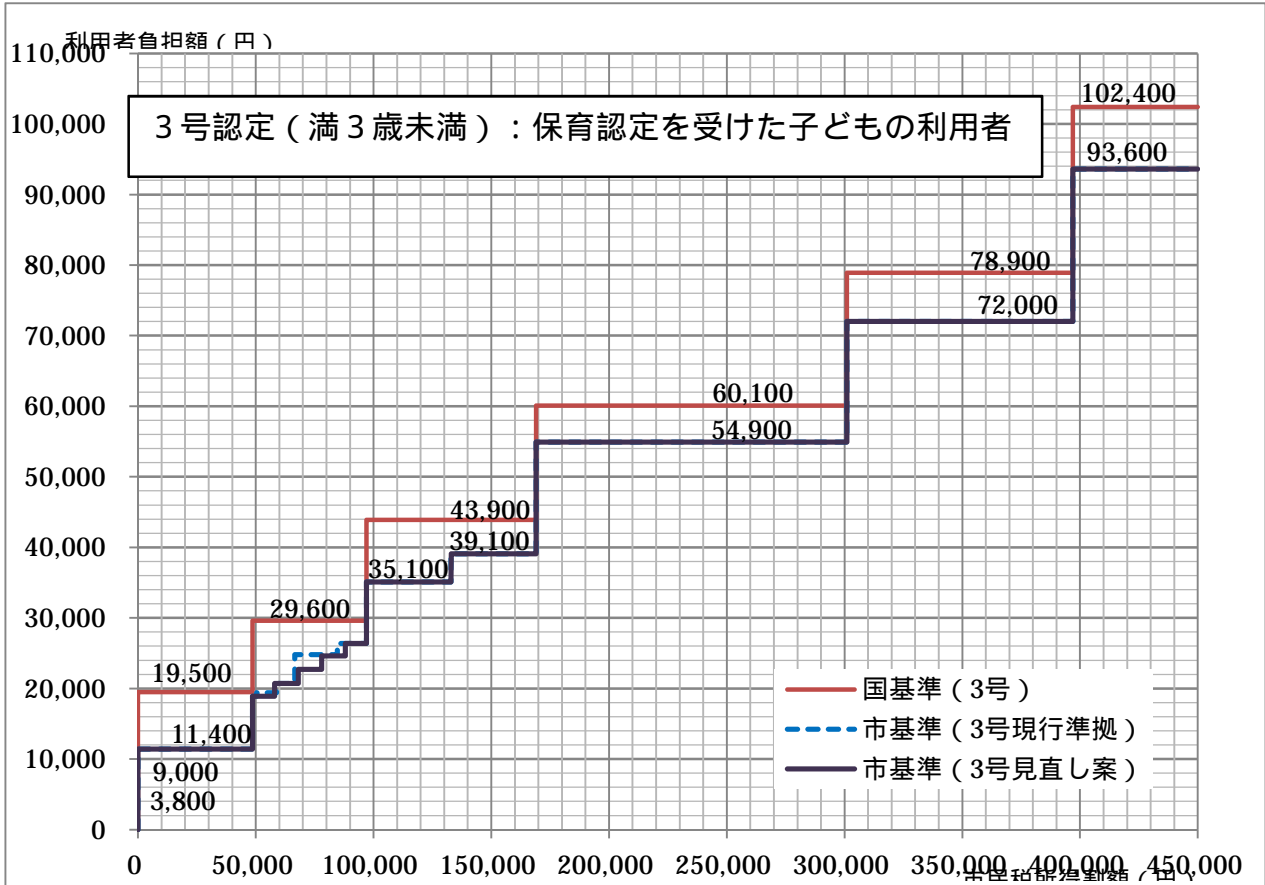
【富良野市の新制度(案)】

(円)

階層区分	定義	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0
第2	市民税非課税世帯	3,800	3,800
第3	市民税所得割額 48,600円未満	11,400	11,300
第4	48,600円以上58,000円未満	18,900	18,600
第5	58,000円以上68,000円未満	20,700	20,400
第6	68,000円以上78,000円未満	22,700	22,400
第7	78,000円以上88,000円未満	24,600	24,200
第8	88,000円以上97,000円未満	26,400	26,000
第9	97,000円以上133,000円未満	35,100	34,600
第10	133,000円以上169,000円未満	39,100	38,500
第11	169,000円以上301,000円未満	54,900	54,000
第12	301,000円以上397,000円未満	72,000	70,800
第13	397,000円以上	93,600	92,100

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。

利用者負担額は、国の基準において、給付単価を限度とすると定められており、給付単価の国の基準によっては、今後、利用者負担額の見直しを行います。



保育料の減免制度の考え方

現行の保育所における減免を踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様の軽減措置を実施します。

(対象世帯) 母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)

(軽減額) 下表のとおり

1号認定子ども(3歳以上児)

【富良野市の現行】

規定なし

【富良野市新制度】

階層区分	定義	徴収金額
第2階層	市民税非課税世帯	0円 (3,000円)
第3階層	所得割課税額 77,100円以下	15,100円 (16,100円)

()内は減免前利用者負担額

2号認定子ども(3歳以上児)

【富良野市の現行】

階層区分	定義	徴収金額
第2階層	市民税非課税世帯	0円 (2,700円)
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	7,400円 (8,300円)

【富良野市新制度】

階層区分	定義	徴収金額	
		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市民税非課税世帯	0円 (2,700円)	0円 (2,700円)
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	7,400円 (8,300円)	7,300円 (8,200円)

()内は減免前利用者負担額

3号認定子ども(3歳未満児)

【富良野市の現行】

階層区分	定義	徴収金額
第2階層	市民税非課税世帯	0円 (3,800円)
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	10,500円 (11,400円)

【富良野市新制度】

階層区分	定義	徴収金額	
		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市民税非課税世帯	0円 (3,800円)	0円 (3,800円)
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	10,500円 (11,400円)	10,300円 (11,300円)

()内は減免前利用者負担額

多子軽減の考え方

現行、幼稚園では年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、第2子は半額程度、第3子以降は無料となっており、保育所では小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となっています。

新制度では、1号認定受ける子ども（新幼稚園、認定こども園）は、年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合は、第2子は半額程度、第3子以降は無料となり、認可保育所・認定こども園（2・3号認定を受ける子どもが対象）・小規模保育等は、学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

	(年少)(年中)(年長)									
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
新幼稚園 認定こども園 (1号認定)				第3子 0.0 無料	第2子 0.5 半額				第1子	
認可保育所 認定こども園 小規模保育 (2・3号認定)		第3子 0.0 無料	第2子 0.5 半額	第1子 1.0 全額						

延長保育と保育料の考え方

新たな支援制度では、新たに保育標準時間認定（11時間）と保育短時間認定（8時間）が創設されることから、2号・3号認定で保育短時間認定を受けた子どもが、市立保育所の開所時間内で延長保育を受ける場合の延長保育料は、1時間当たり（1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。）100円とする。

延長保育の利用料（案）と利用例

保育時間	開所時間（7時30分～18時30分）									
	7時 30分	8時	9時	～	11時	16時	17時	18時	18時 30分	
標準時間認定	保育時間（標準時間認定）7：30～18：30									
短時間認定例	100円	保育時間（短時間認定）8：30～16：30				100円	100円	100円	100円	